

施政の理想目標に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十五日

姫井伊介

参議院議長 松平恒雄殿

施政の理想目標に關する質問主意書

左の各号につき、吉田内閣が施政上の究極最高目標とする理想的構案の概要を問う。

一、一般社会組織

二、農村形体

三、國有國營とすべき主もなる企業並びに社会的施設の種目

四、國有公營とすべき主もなる企業並びに社会的施設の種目

五、國有民營とすべき主もなる企業並びに社会的施設の種目

右質問に対し文書答弁を求めらる。